

○水産業協同組合法施行細則

平成十年四月一日

岡山県規則第三十一号

改正 平成一四年一二月六日規則第一一四号

平成一七年三月二二日規則第四四四号

平成二〇年三月二八日規則第三三三号

令和二年一一月二七日規則第七七七号

令和三年三月三〇日規則第二七七号

水産業協同組合法施行細則を次のように定める。

水産業協同組合法施行細則

水産業協同組合法施行細則（昭和二十五年岡山県規則第八十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において、「組合」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（県の区域を越える区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに県の区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）を、「総会」とは、法第四十七条及び第四十七条の二第一項に規定する通常総会及び臨時総会（第五十二条第六項において準用する総代会の場合を含む。）を、「組合員」とは、漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。

（設立の認可申請）

第三条 法第六十三条第一項（法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を受けようとするときは、定款及び事業計画書のほか、次に掲げる書類を添えて、発起人全員がその氏名を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 設立理由書
- 二 設立準備会開催公告の写し
- 三 設立準備会議事録の謄本
- 四 創立総会開催公告の写し
- 五 創立総会議事録の謄本
- 六 発起人調書

七 定款作成委員調書

八 役員調書

2 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の設立の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、当該連合会の設立発起人となった組合又は設立に同意した組合において、当該連合会の設立発起人となり、又は当該連合会の設立に同意することについての決議に係る総会議事録の抄本を添えなければならない。

(吸収合併の認可申請)

第四条 合併する組合の一が合併後存続する合併の場合において、法第六十九条第二項（法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により、組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、各組合の代表理事がその氏名を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 合併後存続する組合の定款

二 合併後存続する組合の事業計画書

三 合併契約書の写し

四 各組合の合併理由書

五 各組合の合併経過報告書

六 合併を決議した各組合の総会の招集通知の写し

七 合併を決議した各組合の総会議事録の謄本

八 各組合の財産目録

2 前項の場合において、組合員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 貸借対照表

二 法第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十三条第二項の規定による公告及び催告の写し

三 法第六十九条第四項において準用する法第五十四条第二項の規定による手続を経た場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は相当の財産を信託したことを証する書面

(新設合併の認可申請)

第五条 二以上の組合が新たに組合を設立する合併の場合において、法第六十九条第二項の規定により、組合の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、設立委員全員がその氏名を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 設立する組合の定款

二 設立する組合の事業計画書

三 前条第一項第三号から第八号までに掲げる書類

- 四 出資組合にあっては、前条第二項各号に掲げる書類
- 五 設立委員を選任した各組合の総会議事録の謄本
- 六 設立委員会議事録
- 七 設立委員が正組合員であることを証する各組合の監事の証明書
- 八 役員調書

(定款の変更の認可申請)

第六条 組合は、法第四十八条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更の理由書
 - 二 定款の新旧条文を対照した書面
 - 三 定款の変更を決議した総会の招集通知の写し
 - 四 定款の変更の決議に係る総会議事録の抄本
- 2 全文にわたって定款を変更したときは、変更した定款をもって前項第二号の書面に代えることができる。
- 3 出資組合にあっては、定款の変更により出資一口の金額を減少するときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 財産目録及び貸借対照表
 - 二 法第五十三条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告の写し
 - 三 法第五十四条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を経た場合にあっては、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は相当の財産を信託したことを証する書面
- 4 漁業及びこれに附帯する事業を営むために定款を変更するときは、第一項各号に掲げる書類のほか、法第十七条第二項の規定による組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添えなければならない。

(信用事業規程の認可申請)

第七条 組合は、法第十一条の五第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信用事業規程
 - 二 信用事業計画書
 - 三 定款
- 四 信用事業規程の設定を決議した総会の招集通知の写し

五 信用事業規程の設定の決議に係る総会議事録の抄本

(信用事業規程の変更又は廃止の認可申請)

第八条 組合は、法第十一条の五第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更又は廃止の理由書

二 事業実績及び事業計画書

三 信用事業規程を変更する場合にあっては、当該信用事業規程の新旧条文を対照した書面

四 信用事業規程の変更又は廃止を決議した総会の招集通知の写し

五 信用事業規程の変更又は廃止の決議に係る総会議事録の抄本

2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第六条第二項の規定を準用する。

(同一人に対する信用供与限度額の承認申請)

第九条 組合は、法第十一条の十四第一項ただし書（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることの承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書面

(資源管理規程の認可申請)

第十条 組合は、法第十一条の三第一項前段（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 資源管理規程

二 定款

三 資源管理規程の設定を決議した総会の招集通知の写し

四 資源管理規程の設定の決議に係る総会議事録の抄本

(資源管理規程の変更の認可申請)

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項後段（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更の理由書

二 資源管理規程の新旧条文を対照した書面

三 資源管理規程の変更を決議した総会の招集通知の写し

四 資源管理規程の変更の決議に係る総会議事録の抄本

2 前項第二号に掲げる書面の提出については、第六条第二項の規定を準用する。

(共済規程の認可申請)

第十二条 組合は、法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 共済規程
- 二 共済の事業計画書
- 三 定款
- 四 共済規程の設定を決議した総会の招集通知の写し
- 五 共済規程の設定の決議に係る総會議事録の抄本

(共済規程の変更又は廃止の認可申請)

第十三条 組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更又は廃止の理由書
 - 二 事業実績及び事業計画書
 - 三 共済規程を変更する場合にあっては、当該共済規程の新旧条文を対照した書面
 - 四 共済規程の変更又は廃止を決議した総会の招集通知の写し
 - 五 共済規程の変更又は廃止の決議に係る総會議事録の抄本
- 2 前項第三号に掲げる書面の提出については、第六条第二項の規定を準用する。

(代表理事等の兼職又は兼業の認可申請)

第十四条 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号及び第九十七条第一項第二号に規定する事業を行う組合を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、代表理事並びに常務に従事する役員及び参事の兼職又は兼業の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 履歴書
- 三 兼職又は兼業後の当該組合における日常的業務の処理方法及び職制並びに兼職又は兼業しようとする者の当該組合における勤務形態を記載した書類
- 四 当該組合の取引関係書類並びに他の組合又は法人の定款及び財務関係書類
- 五 現在営んでいる事業を継続して営むために兼業しようとする場合にあっては、当該事業の種類及び方法、当該事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

六 新たに事業を営むために兼業しようとする場合にあっては、当該事業の種類及び方法並びに当該事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書類
(信用事業の全部の譲渡の届出)

第十五条 組合は、法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部を譲渡したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 理由書
- 二 信用事業の全部の譲渡を決議した総会の招集通知の写し
- 三 信用事業の全部の譲渡の決議に係る総會議事録の抄本
(共済事業の全部の譲渡等の届出)

第十六条 組合は、法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転（以下この条において「共済事業の全部の譲渡等」という。）をしたときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 理由書
- 二 共済事業の全部の譲渡等を決議した総会の招集通知の写し
- 三 共済事業の全部の譲渡等の決議に係る総會議事録の抄本
(解散の決議の認可申請)

第十七条 組合は、法第六十八条第二項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 解散理由書
- 二 総會議事録の謄本
- 三 最近の財産目録及び出資組合にあっては、貸借対照表
(解散の届出)

第十八条 組合は、法第六十八条第六項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第六項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、法第六十八条第五項（法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由により解散したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 解散時の組合員名簿
- 二 財産目録及び出資組合にあっては、貸借対照表
(仮理事の選任又は総会の招集の請求)

第十九条 組合員その他の利害関係人は、法第四十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第

三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。) の規定による仮理事の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、理由書を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

(検査及び決議等の取消しの請求)

第二十条 組合員は、法第百二十三条第一項の規定による業務若しくは会計の状況の検査の請求をしようとするとき又は法第百二十五条第一項の規定による総会の決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 請求理由書
- 二 請求の日における総組合員数及び請求に同意した者の数を記載した書面
- 三 請求に同意した者全員の同意書

(総会の報告)

第二十一条 組合は、総会を終了したときは、総会議事録の謄本を添えて、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項を決議したときは、総会議事録の謄本のほか、当該事項の関係書類を添えなければならない。

- 一 事業計画の設定又は変更
- 二 経費の賦課及び徴収の方法
- 三 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理及び附属明細書
- 四 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産（総トン数二十トン以上の船舶を含む。）に関する物権の設定、得喪又は変更
- 五 規約の設定、変更及び廃止

(役員選出の報告)

第二十二条 組合は、役員を選出し、又は選任したときは、当選又は選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 選挙録の謄本又は選任に係る総会議事録の抄本
 - 二 役員調書
- 2 組合は、定款に定めるところにより代表理事を選任したときは、選任を確定した後遅滞なく、次に掲げる書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。
- 一 代表理事選任に係る理事会議事録の抄本
 - 二 代表理事調書
- 3 組合は、役員が死亡し、解任され、又は退任したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(団体協約の報告)

第二十三条 組合は、法第十一条第一項第十五号、第八十七条第一項第十六号、第九十三条第一項第九号及び第九十七条第一項第十一号の規定による団体協約を締結したときは、契約書の写しを添えて、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

2 組合は、前項の契約を解除したときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(登記完了の報告)

第二十四条 組合は、次に掲げる登記をしたときは、登記完了の後遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 組合の設立の登記
- 二 組合の合併の登記
- 三 主たる事務所の移転の登記
- 四 組合の解散の登記
- 五 代表理事の登記

(諸報告)

第二十五条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 解散事由の発生したとき。
 - 二 法第四十二条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による役員の改選の請求を受けたとき。
 - 三 法第四十六条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による参事又は会計主任の解任の請求を理事が受けたとき。
 - 四 法第四十七条の二第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の請求を受けたとき（法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の二第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総代会の招集を請けたときを含む。）。
 - 五 解散した組合の清算人が清算を結了したとき。
- 2 組合は、前項第二号から第四号までの請求に対する措置を行ったときは、遅滞なく、そのてんまつを知事に報告しなければならない。

(書類の様式)

第二十六条 この規則に定める申請書、報告書その他の書類の様式は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一一四号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第七七号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二七号）

この規則は、令和三年三月三〇日から施行する。